

令和 6 年 監 査 公 表 第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した令和 6 年度定期監査（総務財政部）の結果について、同条第 9 項の規定により公表する。

令和 6 年 6 月 20 日

大野城市監査委員 中 村 明 彦  
大野城市監査委員 大 塚 みどり

## 1. 監査の概要

### (1) 監査の対象

総務財政部（人事マネジメント課、総務管理課、財政課、財産管理課）

### (2) 監査の範囲

令和5年度（令和6年3月末現在）における事務の執行及び事業の管理

### (3) 監査の期間

令和6年4月9日（火）～ 令和6年6月20日（木）

5月7日（火）定期監査に関する協議

5月15日（水）人事マネジメント課、総務管理課

5月16日（木）財政課、財産管理課

5月17日（金）備品等検査、現地調査

6月20日（木）講評

### (4) 監査の方法

今回の監査に当たっては、あらかじめ対象課に予算執行状況などの資料の提出を求め、計数の照合確認を行い、各課が担当する事務事業が当初の目的に沿って、適時・適正に運営されているかどうかの監査を行うとともに、備品等検査、切手等の金券類の取扱い及び現地調査を併せて実施した。

#### [提出資料]

(1) 事務分掌表

(2) 主要な事務事業

(3) 歳入予算執行状況調べ

(4) 歳出予算執行状況調べ

(5) 食糧費に関する調べ

(6) 予備費支出及び流用額明細表

(7) 公有財産調べ（土地・建物）

(8) 公有財産購入一覧表

(9) 備品購入一覧表

(10) 負担金、補助金、交付金に関する調べ

(11) 工事台帳

(12) 委託料調べ

(13) 使用料及び賃貸借契約調べ

- (14) 有償借地契約調書
- (15) 債務負担行為に関する調べ
- (16) 旅行命令簿及び復命書調べ
- (17) 備品台帳

## 2. 監査の結果

総務財政部における事務の執行及び事業の管理は、おおむね適正に執行されていると認められた。

## 3. 報告事項

今回の監査では、令和6年3月31日現在における予算の執行状況、事業の成果及び実績について、共通調査事項と個別調査事項に分けて実施した。

### [共通調査事項]

- (1) 令和5年度各課が分掌する事務の概要について
- (2) 令和5年度主要施策事業の進捗状況について
- (3) 令和5年度歳入・歳出予算の執行状況について
- (4) 備品等管理状況について
- (5) 現地調査について

以上の事項の調査の結果、各課の令和5年度主要施策事業の進捗状況は、おおむね堅実な運営がなされており、財務事務の処理においても、おおむね適正であると認められた。また、備品等の管理、切手等の金券類の取扱いは、事務処理及び管理状態ともにおおむね適正であると認められた。

### [個別調査事項]

各課の個別調査事項及び結果については、次のとおりである。

### 【人事マネジメント課】

#### 〈歳出について〉

- (1) 人事給与等管理システム運用事業
  - ・人事給与等管理システム運用保守業務（R5第1四半期）
- (2) 職員研修事業
  - ・新規採用職員規律訓練研修旅費
- (3) 職員援助プログラム委託事業
  - ・職員援助プログラム業務（令和5年4～6月分）

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、おおむね適正であると認められた。

## 【総務管理課】

〈歳出について〉

- (1) 総務事務センター運営事業
  - ・総務事務センター事務給料
  - ・総務事務センター事務手当等（フルタイム）
  - ・総務事務センター事務手当等（パートタイム）
  - ・会計年度任用職員通勤費（総務事務センター）
- (2) 法制事務事業
  - ・法制システム使用料（4月分）
- (3) 文書ファイリング事務事業
  - ・文書管理システム使用料（4月分）

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、おおむね適正であると認められた。

## 【財政課】

〈事務事業について〉

- (1) 予算決算事務事業

〈歳出について〉

- (1) 基金運用事務事業
  - ・財政調整基金運用利息積立金
  - ・公共施設整備基金運用利息積立金
  - ・公共施設整備基金積立金（繰替運用利息：3/4～3/31）
  - ・連続立体交差事業等整備基金運用利息積立金
  - ・地域振興基金運用利息積立金
  - ・ふるさと応援基金運用利息積立金
- (2) 市債償還元金・市債償還利子
  - ・市債元利償還金（肥後銀行：9月29日支払分、3月29日支払分）

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、おおむね適正であると認められた。

## 【財産管理課】

〈事務事業について〉

(1) 普通財産管理事務事業

〈歳出について〉

(1) 公共施設マネジメント推進事業

・大野城市個別施設計画改定業務

(2) 庁用車ゼロカーボン推進事業

・庁用車（四駆PHV）

〈現地調査について〉

(1) 普通財産3箇所の現状及び管理状況

・白木原三丁目173-2、つつじヶ丘三丁目1-38、若草一丁目6-1

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、おおむね適正であると認められた。

各課の調査事項についての調査結果は以上のとおりであり、今回の調査に関して、後日、措置状況の報告を求める重要な事項はないが、一部の課において注意、改善を要する事項が見受けられた。特に予算の執行については、当初予算に未計上で流用により対応したもの、配当された予算が未執行のもの、増額補正した予算に多額の執行残があるものなどが見受けられたことから、所管部署を含め、予算編成時における適切な予算措置と予算執行の適正化に向けた取組を図られたい。

また、全庁的に公文書の取扱いに統一性がない事例が散見されるため、適正な公文書管理に対する意識の向上、公文書の作成、整理、保管について周知、徹底を図られたい。

なお、監査の過程において行った事務上の指導や改善を求めた事項については、適正な事務処理が行われるよう対応を図られたい。

## 4. むすび

定期監査に当たっては、地方自治法第2条第14項の「住民の福祉の増進に努めること」、「最少の経費で最大の効果を挙げること」が実践されているかという視点で、各事業の目的や根拠、事務処理の進め方、予算の執行・管理、また、事業の実績や効果等について細心の注意を払い実施した。

今回の定期監査では、いずれの課もそれぞれの業務に真摯に取り組まれ、その事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

総務財政部は、選択と集中による財政運営、公共施設マネジメントの推進と公有財

産の適正な管理運営、また、大野城市のまちづくりを担う職員の人材育成と働き方改革を推進する戦略的な組織運営といった経営資源（ヒト、モノ、カネ）を総合的に管理する事務事業に加えて、実務に必要不可欠な法制、文書事務及び契約事務の適正な執行に向け、全庁的に統率を取る部署としての役割を担っていることから、今後も健全な行財政運営の確保に向けて内部統制の強化に取り組まれない。

また、令和6年度から、第6次大野城市総合計画基本構想に掲げる都市将来像「未来をひらく にぎわいとやすらぎのコミュニティ都市」の実現に向けて後期基本計画が始動し、ライフステージに応じた今後5年間の大野城市が目指す姿と取組が示された。

今後も、限られた経営資源を活かしながら後期基本計画に掲げる各取組の実現に向けて、職員一丸となり政策の推進に取り組んでいただくとともに、引き続き公正で合理的かつ能率的な行財政運営の確保に努められたい。